

## 農山村留学推進事業実施要綱（平成 29 年度版）

### （趣旨）

第 1 条 千葉市は、本市立小学校で学ぶ子どもたちに 21 世紀を生き抜くための逞しさを身につけさせるとともに、郷土千葉市への誇りと愛情を育むため、農山村留学推進事業（以下「推進事業」という。）を実施する。

### （目的）

第 2 条 推進事業の目的を次のとおり定める。

- (1) 多くの人々との交流を通して、人間関係を広げる中で、子どもたちの他人を思いやる心や社会性を育成する。
- (2) さまざまな体験活動を通して、子どもたちの自主性、創造性を伸ばす。
- (3) ゆったりとした時間の流れや異なる学校の「友達」との生活を通して、子どもたちの個性の伸張を図る。

### （利用施設）

第 3 条 推進事業は、次に掲げる施設を利用して実施するものとする。

- (1) 千葉市少年自然の家
- (2) 千葉県内の青少年施設等

### （活動）

第 4 条 推進事業の実施にあたっては、次に例示するような体験活動を行うものとする。

- (1) 留学先現地の自然や産業を活かした各種実務、実習による体験
- (2) 留学先現地の小学校等との交流にかかわる体験
- (3) 留学先現地でのホームステイ等による生活にかかわる体験
- (4) 文化や芸術にかかわる体験、社会奉仕にかかわる体験その他の体験

### （利用施設の決定）

第 5 条 推進事業に参加しようとする学校（以下「参加校」という。）の校長は、学校教育部教育指導課と協議の後に、農山村留学推進事業施設利用申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 前項に定める利用申請書記載の事項に変更のある場合、参加校の校長は、すみやかに農山村留学推進事業施設利用変更申請書（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 前 2 項の規定による申請に基づき推進事業の施設利用について決定した場合、

学校教育部教育指導課長は、農山村留学推進事業施設利用決定通知書（様式第3号）により、申請を行った参加校の校長に通知するものとする。

（実行委員会）

第6条 推進事業の円滑な実施を図るため、参加校は実行委員会を組織し、推進事業の企画運営に当たるものとする。ただし、参加校が単独で推進事業を実施する場合にあっては、この限りではない。

（実行委員会の組織）

第7条 実行委員会は、参加校において協議のうえ、原則として以下の役員を選出し、推進事業の企画運営に当たるものとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 実行委員長    | 1人  |
| (2) 実行副委員長   | 若干人 |
| (3) 企画・立案担当者 | 1人  |
| (4) 連絡・調整担当者 | 1人  |
| (5) 健康安全面担当者 | 1人  |
| (6) 会計担当者    | 1人  |
| (7) その他補助担当者 | 若干人 |

（推進事業の内容）

第8条 推進事業の企画運営に当たっては、第2条に掲げる事業の目的を十分に達成するため、実施する体験活動等の内容等について、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 推進事業を実施するに当たっては、複数の学校で実行委員会を組織し、体験活動の内容等を計画するように努めること。また、第3条第1号及び第2号に掲げる施設を利用する場合であっても、複数校で実施することが望ましいこと。
- (2) 推進事業の企画運営に当たっては、参加児童の意見を十分取り入れるよう配慮すること。
- (3) 推進事業の参加児童は、本市立小学校第6学年に在籍する者であること。
- (4) 推進事業の実施期間は、教育課程編成の基準に関する規程（昭和41年千葉県教育委員会訓令第2号）第3条第6項に規定する実施期間とすること。
- (5) 推進事業を実施するに当たっては、第3条各号に掲げる施設の利用のほか、留学先現地の小学校と共同での活動や現地の児童との交流に努めるようにすること。
- (6) 推進事業において実施する体験活動は、留学先となる現地の自然等環境を

十分活かし、農業体験や林業体験等、本市域内では体験できないようなものとする。

- (7) 推進事業において体験した内容が、事業実施後の参加児童の学習に活かされるよう配慮すること。

(経費の負担)

第9条 推進事業を実施する場合において、千葉市が負担する経費は次のとおりとする。

- (1) 往復バスの借上げに係る賃借料
- (2) ホームステイ先の謝礼に係る教員2名分の報償費
- (3) ホームステイ中の参加児童の病院等への輸送のためにレンタカー賃借料

(参加者の負担金)

第10条 前条の規定により千葉市が負担する以外の推進事業の実施に当たり生ずる経費は、参加児童の保護者から徴収するものとし、その経費はおおむね次のとおりである。

- (1) 参加児童の食費
- (2) 体験活動等に伴う消耗品費
- (3) 切手代等の通信運搬費
- (4) 現地バス代、児童の宿泊施設の使用、農地の賃借等に係る使用料及び賃借料

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進事業の実施に当たり必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。